

# 揮発性有機化合物（VOC）排出抑制について(1/2)



揮発性有機化合物（VOC）とは、揮発性があるため大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれます。大気汚染防止法では、VOC の排出量が多いため特に規制を行う必要がある施設を「揮発性有機化合物排出施設（以下「VOC 排出施設」という。）」と定め、排出基準を設けています。

## 1. 対象施設および排出基準

施設ごとに基準値を設定（表 1 参照）

## 2. 対象施設の届出

VOC 排出施設（既設も含む）のうち政令（政令別表第 1 の 2）で定められたものは、30 日以内に指定の届出書を用いて都道府県知事に届出を行う。

## 3. 基準の猶予期間

平成 18 年 4 月 1 日時点で既に設置されていた施設（設置に着手していたものを含む。以下「既設施設」という。）への排出基準の適用については、次のとおりです。

- ・既設施設については、経過措置として平成 22 年 3 月 31 日までは基準を適用せず、平成 22 年 4 月 1 日から排出基準が適用となった。
- ・既設施設のうち、表 1 の 1 項の吹付塗装施設で自動車の製造の用に供するものについては、当分の間、排出基準として 700ppmC が適用されている。
- ・既設施設のうち、表 1 の 9 項の施設で容量が 2000kL 未満のものについては、当分の間、排出基準を適用しない。

## 4. 測定頻度

最も濃度負荷のかかる時に年 1 回以上（平成 25 年 3 月 6 日より）

## 5. 測定方法

- ・排出口から捕集バックを用いて採取（採取時間は 20 分）
- ・採取後 8 時間以内に分析を行う（困難な場合でも 24 時間以内）
- ・水素炎イオン化形分析計（F I D）又は触媒酸化－非分散形赤外線分析計（N D I R）を用いる

## 6. 除外物質（施行令第 2 条の 2）

メタン・代替フロン 7 物質

詳しくは、当社 営業担当 又は 分析担当者 佐藤（亮）、杉山（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 382、435）まで、お気軽にお問い合わせください。

# 揮発性有機化合物 (VOC) 排出抑制について (2/2)



表 1：対象施設となるVOC排出施設及び排出基準

項	対象施設・規模要件 (政令別表第1の2)		排出基準	
1	塗装施設 (吹付塗装に限る)	排風機の排風能力が 100,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	自動車製造の用に供する塗装施設 (吹付塗装に限る)	既設 700ppmC 新設 400ppmC
			その他の塗装施設 (吹付塗装に限る)	700ppmC
2	塗装の用に供する乾燥施設 (吹き付け塗装及び電着塗装に係るものを除く)	送風機の送風能力が 10,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	木材・木製品 (家具を含む) の製造に供するもの	1,000ppmC
			その他のもの	600ppmC
3	接着の用に供する乾燥施設 (木材・木製品の製造の用に供する施設及び下欄に上げる施設を除く)	送風機の送風能力が 15,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	1,400ppmC	
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	1,400ppmC	
5	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	700ppmC	
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	400ppmC	
7	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの	600ppmC	
8	工業製品の洗浄施設 (洗浄の用に供する乾燥施設を含む)	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5 m <sup>2</sup> 以上のもの	400ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式 (内部浮屋根式を含む) のものを除く)	1,000kL 以上のもの (ただし、既設の貯蔵タンクは容量が 2,000kL 以上のものについて排出基準を適用する)	60,000ppmC	

- 注) ・ 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
- ・ 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。
  - ・ 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、
  - ・ 「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものである。
  - ・ 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の体積百万分率である。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

